

空き家情報誌共同発行业 募集要項

西宮市が推進している空き家対策の中で、空き家の所有者等への空き家の適正管理、利活用等の啓発及び関係制度の周知等を一元化した空き家情報誌を官民協働により共同発行していただける事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

本市では、行政サービス提供のために発行している印刷物等を、新たな財源確保の観点から市民に負担をかけない形で最大限に活用し、それによって得た収入を市が行う事業に充当することで、市民サービスの向上を図っています。

この要項は、空き家情報誌を共同発行していただける事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 共同発行刊行物名称

空き家情報誌（以下『冊子』という。）

2 趣旨・目的

本市で独自に作成する冊子においては、空き家の利活用促進、適正管理など、分野ごとの作成を行っており、それらを一冊にまとめ、かつ西宮市民の空き家に役立つ情報をより分かりやすく提供するために作成するものです。

3 応募方法

共同発行业者（以下、『事業者』という。）になろうとするものは、以下の提出書類を指定日時までに提出してください。

（1）提出書類

- ①空き家情報誌共同発行业参加申込書（様式1） 1部
- ②西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書（様式2） 1部
- ③企画提案書（様式自由） 7部

（7部のうち、2部については表紙に事業者名を明記すること。内容には、事業者名を推定できるような記述をしないこと。）

※企画書提案書には次の内容を必ず含めること。

- ・スケジュール
- ・冊子の構成（目次、レイアウト、デザイン（表紙含む）案、広告掲載数（広告の割合））
- ・組織構成・人員配置・窓口担当者設置の有無（空き家情報誌の作成に係る組織構成、担当者等を記載すること）
- ・過去の業務実績（自治体数がわかるよう記載すること）
- ・広告掲載方針（広告掲載に当たっての方針、基準等）
- ・独自提案

（3）募集要項等配布期間：令和6年10月1日（火）～令和6年10月22日（火）

(4) 申込受付期間：令和6年10月10日(木)～令和6年10月22日(火)(当日必着)

(5) 提出先：西宮市役所 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課

(6) 提出方法：全て一括して提出してください。郵送でも持参でも提出可能です。

※持参の場合、受付は午前9時00分から午後5時00分

(土曜・日曜・祝日を除く)

(7) 提出内容：「空き家情報誌共同発行业 募集要項(以下、『募集要項』という。)」及び別紙「空き家情報誌共同発行业に係る仕様書(以下、『仕様書』という。)」の内容を全て満たしたものとしてください。

なお、市が提示する仕様書の内容以外にも、市にとって有益となる提案も可とし、評価の対象とします。

4 応募資格(西宮市の指名競争入札参加資格者登録要件に準じます。)

次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者

(2) 国税及び地方税の滞納がないこと

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

5 企画提案書の選考審査

企画提案書等の提出書類をもとに内容を総合的に評価し、選考を行います。審査の経緯の公表は行いません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

6 審査項目

別紙「選定評価項目」を参照。

7 審査方法等

仕様書の要件を満たした事業者のうち、最高得点を獲得した提案者1者を共同発行业者として選定します。また、企画提案者が1者のみの場合は、45点満点中の27点を評価基準点とし、当該提案者の評価点がこの評価基準点を上回った場合において、共同発行业者として決定します。

8 審査結果の通知及び協定書の締結

(1) 各社の審査結果は、郵送またはメールにて選考審査に参加した全事業者へ、空き家情報誌共同発行业可否決定についての通知書を各々送付することで回答とします。

(2) 共同発行业者は、市と「空き家情報誌共同発行业に関する協定書」を締結することとします。

9 著作権の帰属について

- (1) 市が提供する情報の著作権は、市に帰属する。
- (2) 共同発行事業者が、市が提供する情報による記事等の一部又は全部を、本事業の紹介等の目的のために、印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、市に事前の許諾を得なければならない。

10 質問書の提出について

募集要項について、質疑がある場合はすまいづくり推進課に「質問書（様式3）」を提出してください。

- (1) 質問受付期間 令和6年10月1日（火）～令和6年10月8日（火）
- (2) 提出方法 持参またはEメール
- (3) 提出先 西宮市役所 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課
- (4) 回答方法 公平を期すため、質問に対する回答は、上記受付期間終了後2営業日後を目途に、市ホームページ（ページ番号：57115089）に掲載します。
※質問者に対して個別回答はいたしません。

11 その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 企画提案書の応募にかかる費用は応募者の負担とし、市はいかなる費用も負担しません。
- (3) 企画提案書の審査内容に関わる質問について市は回答しないこととします。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、市と事業者が協議の上決定するものとします。
- (5) 掲載の構成については市と協議のうえ、変更可能とします。ただし、現在の情報量は可能な限り維持してください。

【申込み・お問い合わせ先】

西宮市 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課
〒662-8567

西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎11階

電話：0798-35-3778 FAX：0798-36-3795

e-mail：vo_sumaizukuri@nishi.or.jp